

事業計画の概要

1. 全体計画の概要

(1) 産業廃棄物及び一般廃棄物処分業

当社は、木くず・がれき類・ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じた物を除く）及び陶磁器くずを中間処理(破碎後に再資源化をして廃棄物の有効利用するために廃棄物処分事業を行うものであります。

木くずは、主に工事で発生する支障木(自然木)、工作物の新築、改築、解体により生じる木くず、工場や運送会社から発生する廃棄パレットがあります。

又、土木工事、太陽光設置工事からの木くずやダムからの流木、河川で発生する流木、支障木の一般廃棄物も受入しており、破碎後チップ化された製品を燃料や畜舎敷き藁、マルチング材など再資源化に努めています。

なお、伐根材に付着した土砂についてもふるい選別を行い再生養土として農家等に供給しております。がれき類及びガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くずについては、中間処理(破碎)を行い、篩い選別して主に近隣工事業者に道路工事建築資材である再生路盤材や敷砂利として販売しております。中間処理(破碎)にあたっては、粉じん、騒音、振動の公害防止に努め、周囲の環境保全に努めると共に、処理受託に関しては、委託基準、処理基準、保管基準を順守し、関係法令のコンプライアンスの徹底を図り廃棄物の適正な処理を行うこととします。

(2) 収集運搬業

事業活動等に伴って生じた廃棄物をそれぞれの排出事業場において収集して、廃棄物種類別に排出事業者の指定する処理場に搬入する。

2 環境保全の概要

(1) 騒音・振動の防止対策

- ア 破碎機及び振動篩機を建屋内に設置している。
- イ 騒音測定を定期的に行い定められた規制値を順守し公開する。
- ウ 事業場の周囲には高さ 1.8m 以上の周塀を設置している。
- エ 木くず破碎機は地下方式とし騒音抑制に努めている。
- オ 振動篩機は振動伝播を緩和するために GL から 3m~5m の架台に据え付けている。

(2) 水質の汚濁防止対策

- ア 場内の雨水排水は、3 槽式の沈殿槽を終末に設置し放流している。
- イ 雨水排水にあたっては定期的に水質検査を実施し公開する。

(3) 粉じんの飛散防止

- ア 破碎機などの粉じん発生箇所に噴霧装置及び散水装置を設け粉じん発生抑制に努めている。
- イ 出入り口付近の路面清掃を定期的に行い粉じん抑制に努めている。

(4) 車両で運搬する場合

- ア 廃棄物の運搬は、長物、角物はしっかりと固定し荷台をシートで覆うかロープ等で固定して飛散落下防止に努める。
- イ 複数の種類の廃棄物を 1 台の車両で運搬する場合は、廃棄物を区分して収めロープで固定し、シートを被せることにより飛散落下、混和防止に努めている。
- ウ 運搬担当者は容器等運搬施設に劣化、破損がないか始業前点検を実施し確認している。
- エ それぞれの性状に応じ、以下の通り適切な措置をする。

